

豊田市山村地域等空き家事業活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）に基づき登録された空き家を借り入れ又は購入し、事業用途で活用する者に対して交付する豊田市山村地域等空き家事業活用補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 補助金の交付は、山村地域へ移住・定住する者の生業確保を支援するほか、地域住民の生活に必要なサービス機能の確保を図るとともに、空き家の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山村地域等 空き家情報バンク実施要綱第2条第1号に規定する山村地域等をいう。
- (2) 空き家 空き家情報バンク実施要綱第2条第2号に規定する空き家のうち建築物をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家情報バンク実施要綱第2条第4号に規定する空き家情報バンクをいう。
- (4) 修繕 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (5) 改修 建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させると同時に、従前の水準以上にその機能を改善するほか、事業活用に必要な機能を追加することをいう。
- (6) 改築 建築物の全部又は一部を取り壊して、従前とほぼ同様の建築物を建築することをいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、山村地域等に所在する空き家について事業の用に供する目的での改修及び修繕（以下「改修等」という。）とする。

(補助対象の空き家)

第5条 補助金の交付対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 空き家情報バンクを通して売買若しくは賃貸借した、又は売買若しくは賃貸借する予定の空き家であること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けた空き家でないこと。ただし、空き家情報バンクへの再登録を経て新たに当該空き家を所有することとなったものが交付申請を行う場合にあつては、この限りでない。
- (3) 申請者が、過去に豊田市足助生活拠点創業支援補助金の交付を受けた、又は受

ける予定の空き家でないこと。

(4) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 賃貸借の場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 空き家情報バンクにより空き家の所有者と借受人との間において賃貸借契約が成立し、又は賃貸借契約の締結に関して合意がなされていること。

(イ) 空き家の所有者と借受人との間において、当該空き家の改修等に関して合意がなされていること。

イ 売買の場合にあっては、空き家情報バンクにより空き家の所有者と購入者との間において売買契約が成立し、又は売買契約の締結に関して合意がなされていること。

(補助対象の事業活動)

第6条 補助金の交付対象となる事業活動は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業・建設業・製造業・電気・ガス・熱供給・水道業・情報通信業・運輸業・郵便業・卸売業・小売業・金融業・保険業・不動産業・物品賃貸業・学術研究・専門・技術サービス業・宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業・娯楽業・教育・学習支援業・医療・福祉・複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)であって、次の各号に掲げるものを除く業種であること。

(1) 生活関連サービス業・娯楽業のうち競輪・競馬等の競走場、競技団、遊戯場、芸芸業及び娯楽に附帯するサービス業

(2) サービス業(他に分類されないもの)のうち政治・経済・文化団体及び宗教

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業

(4) 一時的又は投機的なもの

(5) そのほか、対象とすることが適当でないと市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、空き家を専ら次に掲げる用途に供する場合は、補助対象としない。

(1) 倉庫又は物品保管施設

(2) 車庫又は駐車施設

(3) 社員寮及びそれに類する施設

(4) その他市長が事業活動のための主たる用途に供する建築物として適当でないと認めるもの

3 補助対象の空き家を活用して行う事業について、豊田市山村地域等空き家活用支援事業実施要領第4条の規定に基づき山村地域等空き家活用事業伴走支援登録書の交付を受けていること。

4 補助対象の事業活動に際し、空き家を活用して行う事業の内容が商工業である場合は補助対象の空き家が所在する地区の商工会(石野地区、猿投台地区、高橋地区、松平地区に空き家が所在する場合は商工会議所)に加入している、又は加入す

る意思があること。

(補助金の申請者要件)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者でなければならない。

(1) 賃貸借の場合にあつては、空き家の借受人である個人又は法人

(2) 売買の場合にあつては、空き家の購入者である個人又は法人

(補助対象からの除外)

第8条 申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

(1) 豊田市税を滞納している場合

(2) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合

(3) 暴力団員である場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

(5) その他市長が適当でないと認めた場合

(空き家の管理及び利用)

第9条 申請者は、空き家の善良な管理及び利用に努めなければならない。

(補助対象の経費)

第10条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、空き家を活用して店舗、事務所その他これらに類する事業活動を主として行うために必要な改修等に要する費用の全部又は一部とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

(1) 新築、改築、増築(便所、浴槽等の設置による増築は除く。)、解体、移築、合併処理浄化槽の設置及び整備(単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去を含む。)、備品の購入、水道の加入金等に係る経費その他市長が適当でないと認めた経費

(2) 他の補助金の補助対象となる経費。ただし、次に掲げる補助金を除く。

ア 豊田市伝統的建造物群保存地区補助金

イ 豊田市空き家再生事業補助金(以下「再生補助金」という。)。ただし、改修等を行う箇所に重複が無く、それぞれの補助対象となる経費を明確に区分できる場合に限る。

3 前項の経費のほか、補助金の交付決定前に実施した空き家の改修等に要した費用については、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、空き家の改修等に要した費用に10分の8を乗じて得た額(千円未満に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。)以内とする。ただし、別表に定める額を限度とする。

(補助金の申請)

第12条 申請者は、豊田市山村地域等空き家事業活用補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならない。

2 豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を受けようとする場合にあつては、前項

の規定にかかわらず、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に、申請期限延長の申請書（様式第2号）により申請期限の延長を申請することができる。

- 3 前項に規定する延長の期限は、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内又は豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を申請しないことが明らかになった日から起算して60日以内とする。

（補助金の交付決定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類の審査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市山村地域等空き家事業活用補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（交付決定を受けた内容の変更等）

第14条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更するときにあつては豊田市山村地域等空き家事業活用補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、交付決定を受けた事業を中止するときにあつては豊田市山村地域等空き家事業活用補助金中止届出書（様式第5号）を、それぞれ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による内容の変更に係る申請を受けたときは、変更内容を審査した上で、承認の可否を決定しなければならない。

（結果の通知）

第15条 市長は、前条第2項の規定により承認したときは豊田市山村地域等空き家事業活用補助金変更承認決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第16条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早く到来する日までに、豊田市山村地域等空き家事業活用補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第17条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係るすべての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第18条 市長は、前条の規定により実施報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の成果を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市山村地域等空き家事業活用補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第19条 市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査及び指示)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は指示があった場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第21条 市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 第5条、第6条及び第7条の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) 関係法令等に違反したとき。

(4) 当該空き家及びその利用者に関して、市長が第2条に定める目的に著しく反すると判断したとき。

(5) 交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に事業活動を終了したとき、又は空き家活用支援事業実施要領第9条に該当したとき。

(6) 交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転売、解体又は事業活動を終了したとき、又は空き家活用支援事業実施要領第9条に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、豊田市山村地域等空き家事業活用補助金交付決定取消等通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表(第11条関係)

条 件	限度額
補助対象空き家のうち事業の用に供する目的で改修等を行う建物が、豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する計画に定める居住促進地区（※1）に存在する場合	1 5 0 万円
その他の場合	1 0 0 万円

※1 インフラのある安全な場所に移住者等を誘導するため、次の条件を満たす山村地域の国県市道の端から概ね50mの範囲を居住促進地区とする。

- ・災害時の集落孤立防止の観点から、国県市道が2方向に他の国県市道へ接続していること。
- ・安全な場所への居住誘導のため、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

(別紙)

事業計画書

1 収支予算

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業計画

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
改修等の内容	別紙、改修等の内容一覧のとおり
実施期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日

同意事項

内容	同意・誓約欄
1 豊田市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

【賃貸借の場合のみ】

3 本件に係る改修等の工事については、上記のとおり実施することを説明し、所有者の同意を得ました。	<input type="checkbox"/>
4 改修後の資産の取り扱いについて所有者、借受人の双方で協議し、取り決めました。	<input type="checkbox"/>

(別紙)

改修等の内容一覧

番号	内容	間取り 図面※	写真※	見積り※	備考
A	外観 (全景)				
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑳					

※各添付物に番号が明示されているか確認する際に使用してください。

賃貸借契約締結に関する誓約書

豊田市長 様

所有者 住 所 _____
氏 名 _____

借受人 住 所 _____
(予定) 氏 名 _____

私たちは、下記の建築物について賃貸借をすることに合意し、当該賃貸借に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1 賃貸物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 賃貸契約締結予定日 _____

(別紙)

年 月 日

売買契約締結に関する誓約書

豊田市長 様

所有者 住 所 _____
氏 名 _____

購入者 住 所 _____
(予定) 氏 名 _____

私たちは、下記の建築物について売買をすることに合意し、当該売買に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1 売買物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 売買契約締結予定日 _____

(別紙)

誓 約 書

次のことを誓約します。

- 補助金の申請に係る下記の物件を補助金の確定通知の日から起算して3年以上事業のために活用すること
- 補助金の申請に係る下記の物件が所在する地区の商工会（石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に空き家が所在する場合は商工会議所）に加入している、又は加入する意思があること

年 月 日

物件所在地 豊田市

申請者

住所

氏名

(自署)

【関係要綱一部抜粋】

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第21条 市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(中略)

(5) 交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に事業活動を終了したとき、もしくは空き家活用支援事業実施要領第9条に該当したとき。

(6) 交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転売、解体又は事業活動を終了したとき、もしくは空き家活用支援事業実施要領第9条に該当したとき。

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		年 月 日
電 話	()	—	

豊田市山村地域等空き家事業活用補助金 申請期限延長の申請書

豊田市山村地域等空き家事業活用補助金交付要綱第12条第2項の規定により申請します。

記

1 事業内容

事業実施場所 (空き家の所在地)		豊田市
改修等の内容		別紙「豊田市伝統的建造物群保存地区補助金 補助事業 エントリーシート」のとおり
実施予定 期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日

2 申請期限延長の理由

豊田市山村地域等空き家事業活用補助金と併せて、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を申請するため

3 添付書類

- (1) 豊田市伝統的建造物群保存地区補助金 補助事業エントリーシート、売買契約書の写し
- (2) その他

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 豊田市山村地域等空き家事業活用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市山村地域等空き家事業活用補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	-
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
電 話	()	-	

年度 豊田市山村地域等空き家事業活用補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市山村地域等空き家事業活用補助金について、下記のとおり計画の変更をしたいので、豊田市補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
補助金額	金 円	金 円
事業費総額	円	円
変更内容及び変更理由		
添付書類	(1) 変更内容、箇所等が確認できる図面 (2) 工事変更見積書（変更がある場合のみ。） (3) 施工前の現場写真（施工箇所各所） (4) その他必要に応じて変更を説明する書類 （使用ポンプの変更による場合にあっては、ポンプの仕様書等）	

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	-
住 所		
フリガナ		
氏 名		
電 話	()	-

年度 豊田市山村地域等空き家事業活用補助金中止届出書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった豊田市山村地域等空き家事業活用補助金について、下記のとおり実施を中止しましたので届け出ます。

記

1 事業実施場所
(空き家の所在地)

2 交付決定額

金 _____ , 000円

3 中止の理由

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 豊田市山村地域等空き家事業活用補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった豊田市山村地域等空き家事業活用補助金については、豊田市補助金等交付規則第9条の規定により下記のとおり承認します。

記

1 変更決定額 **金** _____ , **000円**

2 計画変更の内容

区 分	当初計画	変 更

3 条件

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号 住 所	〒 -
フリガナ	
氏 名	
電 話	() -

年度 豊田市山村地域等空き家事業活用補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けた豊田市山村地域等空き家事業活用補助金の事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。
- 2 その他（添付書類一覧）

(別紙)

1 収支決算

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市		
改修等の内容			
実施期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

3 その他（添付書類一覧）※1

添付書類	① 領収書※2 ② 完成写真（施工箇所各所 1枚） ③ 契約日がわかる書類 （工事契約書、注文請書等） ④ その他市長が必要とする書類
------	---

様式第8号（第18条関係）

豊 発第 号
年 月 日

（申請者） 様

豊田市長



年度 豊田市山村地域等空き家事業活用補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった豊田市山村地域等空き家事業活用補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市補助金等交付規則第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 改修等の内容 事業実績のとおり

様式第9号（第21条関係）

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市山村地域等空き家事業活用補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定をした豊田市山村地域等事業活用補助金について、豊田市補助金等交付規則第14条及び豊田市山村地域等事業活用補助金交付要綱第21条第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還してまいりますので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定取消事由

2 交付決定取消額 金 円

3 既交付済補助金額 金 円

4 補助金支払日 年 月 日

5 返還金額 金 円